



NEWS LETTER

written by 弁護士法人大賀綜合法律事務所
宇部オフィスCOO 弘 藤 智 基

Monthly
THEME

時効について

1 はじめに

令和2年4月1日から民法が改正されました。改正範囲は多岐にわたりますが、今回は基本的な「時効」について、時効期間を中心に少しだけ。

2 改正前後の変遷

- (1) 改正前の民法・商法等により定められた基本的な時効期間は以下のとおりでした。
- 一般債権：権利を行使することができる時から10年間（旧民法167条1項）
 - 商事債権：権利を行使することができる時から5年間（旧商法522条）
 - 不法行為債権：
 - ①損害及び加害者を知った時から3年間（旧民法724条）
 - ②不法行為の時から20年間（旧民法724条）
- (2) これに対し、改正後は以下のとおり改められています。
- 一般債権：
 - ①権利を行使することができることを知った時から5年間（民法166条1項1号）
 - ②権利を行使することができる時から10年間（民法166条1項2号）
 - 商事債権：削除
 - 不法行為債権
 - ①損害及び加害者を知ったときから3年間（民法724条1項）
 - ②不法行為の時から20年間（民法724条2項）

●人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権：

- ①権利を行使することができることを知った時（債務不履行構成の場合）ないし損害及び加害者を知った時（不法行為構成の場合）から5年間（724条の2）
 - ②権利を行使することができる時（債務不履行構成の場合）（167条）ないし不法行為の時（不法行為構成の場合）から20年間
- (3) 改正法は、主観的起算点（認識の有無を起算点とするもの）と客観的起算点（認識の有無を起算点としないもの）とを設け、それぞれにおいて別異の時効期間を定めるという二元的なシステムを採用しています。このうち、主観的時効期間の方が短くなっているのは、時効制度の根幹に「権利の上に眠る者は保護に値しない」（長期間にわたって権利を放置した者はその権利を奪われても仕方がない）という考え方があることによります。

3 終わりに

今回の民法改正により、上記以外にも時効期間について多くの改正がなされています。改正によって削除された部分もあれば、変わっていない部分もあります。ネット上の情報（改正法に対応していない場合もありますので）を鵜呑みにせず、細かな点については、ご相談いただければと思います。

